

令和 8 年度第回茅ヶ崎市こども政策審議会 会議録

議題	1 乳児等通園支援事業の認可について 2 「こどもまちプロジェクト 2025-2029」第 5 章掲載事業の実績について 3 その他
日時	令和 8 年 8 月 4 日（火）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 2 時 0 0 分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階コミュニティホール A・B 会議室（一部 WEB による出席）
出席者氏名	小泉会長、小湊副会長、高桑委員、田村委員、加藤委員、渡邊（高）委員、人見委員、渡邊（治）委員、安藤委員、金澤委員、杉山委員、沼澤委員 （欠席委員） 遠藤委員、松下委員、丸山委員、松本委員 （事務局） こども育成部 坂田部長 こども政策課 青木課長、渡邊主幹、北崎主査、能見主査、金指主事 こども育成相談課 関山課長 保育課 西山課長、片山課長補佐、磯部課長補佐 青少年課 熊谷課長補佐
会議資料	・次第 ・委員一覧 ・資料 1－1 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について（こども誰でも通園制度） ・資料 1－2 各施設位置図（こども誰でも通園制度） ・資料 2 教育保育と地域子ども・子育て支援事業について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 人

○青木こども政策課長

皆様おはようございます。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私はこども政策課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この会議は、茅ヶ崎市自治基本条例第 1 4 条第 3 号の規定により、非公開とする合理的な理由があるときを除き、会議を公開することとなっております。また、茅ヶ崎市附属機関及

び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱においても、附属機関の会議の公開は、非公開とされた場合を除き、傍聴することができるとしています。よろしくお願いします。

次に、一部委員の方の改選がありましたので、ご報告いたします。本日もご欠席となりますが、新たに就任いただきました、松本委員です。

それでは会議に入ります。本日、遠藤委員、松下委員、丸山委員、松本委員から所用により欠席との御連絡がありましたが、茅ヶ崎市こども政策審議会条例第5条第2項の規定により、現時点で委員の過半数の出席がありますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。なお、本会議は公開を基本としており、傍聴を希望される方がいる場合、本会議場に入室いただくか Zoom による視聴が可能となります。現時点で傍聴の方はいらっしゃいません。

それではここから議題に移りますので、進行を小泉会長にお願いしたいと思います。小泉会長よろしくお願いいたします。

○小泉会長

皆様おはようございます。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。今ご紹介に預かりました会長の小泉でございます。

これより次第に基づいて審議を始めたいと思います。お手元の次からいきますと3点ありまして、1点目が「乳児等通園支援事業の認可について」でございます。

こちら事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（保育課）

それでは議題1の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について」ご説明いたします。

本件は、乳児等通園支援事業の実施に当たり、新たに事業を開始する施設の認可及び利用定員の設定について、委員の皆様からご意見をお伺いするものであります。

民間事業者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村の認可を受ける必要があります。認可にあたっては、児童福祉法の第34条の15第4項に基づき、市町村児童福祉審議会または児童福祉に係る当事者の意見聴取が法定要件となっております。本市は児童福祉審議会を設置していないため、児童福祉に係る当事者として、茅ヶ崎市こども政策審議会においてご意見を伺うものでございます。また利用定員の設定につきましても、子ども子育て支援法第72条第1項第3項に基づいて、あわせて意見をお伺いするものであります。

乳児等通園支援事業は、令和8年4月から全国一律に制度が開始されており、本市におきまして、8月1日の時点において、13施設がすでに実施をしております。

この度新たに申請があった施設は、すべて余裕活用型と呼ばれる形態での実施になります。資料 1-1 にあります事業の全体像というところでは、一番左側の絵に余裕活用型と書いてございますが、こちらの実施形態になるということになります。

余裕活用型のメリットといたしましては、既存の設備や職員を効率的に活用できること、実施にあたって、比較的容易に早期の事業開始が可能であること。保護者にとりましては、既存の保育施設を同じ環境で利用できるのも、将来的には保育園として利用したいときの、お試しとして使うようなことを想定されております。

一方で、余裕活用型ですので現在の保育園の認可定員の空き枠をそのまま活用する事業でございますので、毎月、利用の空き枠の状況によって、利用できる人数が変動する、というような限られた時間帯や日数での提供となることも 1 つの余裕活用型の特徴でございます。

実施予定施設につきましては、資料 1-1 の項番 3 の記載の通りとなっております。実施が、7 施設新たに申請が上がっております。場所につきましては資料 1-2 に地図が掲載されていますので、市内の一体の入所通園支援の事業を実施している施設が掲載されております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉会長

ご説明ありがとうございました。

現在 13 施設認可されている誰でも通園制度、これを 7 施設の認可についてご審議いただくということになります。

ここまで何か説明が足りないですとか、お尋ねしたいことはございますか。

今 7 施設の配置図を確認していただき、既存が四角で新たな提案が丸で示されています。すべてが、余裕活用型で既存の保育施設、認可されている保育施設を活用するというタイプの制度を活用するというご提案です。

○田村委員

事前にも質問させていただいたんですが、今回の認可施設すべて余裕活用型ということで、これは 0・1・2 歳児いわゆる乳児に空きがある場合に受け入れ可能人数として計上されるのか、それとも園全体で例えば 5 歳児に空きがあれば、こども誰でも通園制度の対象である 0 歳児から 2 歳児も受け入れるという、人数に計上されるのかどちらのものなんでしょうか。

○事務局（保育課）

誰でも通園制度自体が 0・1・2 歳を対象とした事業でありますので、利用する保育園の

方でも、保育室は0・1・2歳が保育室を利用することになりますので、0・1・2歳の利用定員の空きがあるときに、誰でも通園制度が使える制度になっております。以上です。

○小泉会長

それでは他に質問ございますでしょうか。ないようでしたら1つずつ審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

○事務局（保育課）

それでは、それぞれの施設についてご説明いたします。

資料1-1の項番3の表の左側から順にご説明いたします。まず1つ目、ぽとふ茅ヶ崎保育園になります。実施主体は株式会社ソーシェが設置主体で、認可保育所となっております。所在地は萩園1230東総ビル2階になります。現況の定員は0歳児から5歳児までの60人というところでございます。事業開始は10月1日からとなっております、開所時間は、月曜日から金曜日の間の9時から11時でお昼を挟んで、午後の3時30分から5時30分までの間で、利用料金は1時間当たり300円を想定しております。給食の提供はありません。

2つ目、キッズプレイス辻堂でございます。設置主体は株式会社NAOというところでございます。現在小規模保育事業A型の保育園でございます。所在地は、赤松町13-23、シエリア湘南辻堂ゲートハウス1階にあります。現況の利用定員は1歳児から2歳児のクラスで合計16名となっております。事業開始予定日は10月1日からとなっております、開所予定日は月曜日から金曜日までの朝8時から17時までの間です。利用料金は1時間当たり300円となっております、給食の提供はありません。

3点目、ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園となっております。ドリームワールド株式会社が設置主体となっております、現在認可保育所として運営をされております。所在地は東海岸2丁目6の9茅ヶ崎共生ビル2階にあります。現況の利用定員は0歳児から5歳児まで58人の保育施設となっております。事業開始日は令和9年1月4日を予定しております、開所時間は月曜日から金曜日まで午前9時から11時、利用料金は時間1時間300円となっております。こちらも給食の利用は予定しておりません。

4点目、ピノキオ幼児舎辻堂園になります。運営会社は同じくドリームワールド株式会社で、こちらは小規模保育事業のA型となっております。所在地は浜竹1丁目14番1号、アドヴァンスフジです。現況の定員は、1歳児から2歳児の合計12名でございます。事業開始予定日はこちらも令和9年1月4日からとなっております。開所時間は、月曜日から金曜日までの9時から11時までとなっております、利用料金は1時間当たり300円となっております。給食の提供はありません。

5点目、汐見台キッズステージになります。こちら社会福祉法人湘南望青会が設置主体と

なっておりまして、認可保育所として運営をしております。所在地は汐見台 3 番 11 号、現在の利用定員は 0 歳児から 5 歳児までの 72 名となっております。事業開始予定日は令和 8 年 10 月 1 日からとなっております。開所時間は月曜日から金曜日までの間の 9 時から 12 時までの間となっております、利用料金は 1 時間単位で 300 円で給食の提供はありません。

6 点目、すまいるステーション保育園になります。こちらはライフピーススマイル株式会社が設置主体で、認可保育所となっております。所在地は、東海岸南 1 丁目 4 番 6 号になりまして、現況の定員は 0 歳児から 5 歳児の 51 名となっております。こちら事業開始予定日は 12 月 1 日からとなっております、開所時間は、月曜日から土曜日までの 9 時から 17 時までの開所となっております。利用料金につきましては現在検討中とのことです。給食の利用は、ありを予定しております。

最後になりますが、7 点目、茅ヶ崎ひよこ保育園になります。運営会社は先ほどと同じく、ライフピーススマイル株式会社が設置主体となっております、こちらも認可保育所として運営をしております。所在地は新栄町 13 の 45 になりまして、現況の利用定員は 0 歳児から 5 歳児の 53 名となっております。事業の開始予定日は 12 月 1 日からとなっております、開所時間は、月曜日から金曜日、午後 3 時から 5 時までの時間を設定しております、利用料金は現在検討中でございます。給食の提供はありません。各施設の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○小泉会長

ありがとうございました。それでは何かご質問、ご意見があればお願いいたします。

○渡邊（高）委員

ご説明ありがとうございました。1 点、キッズプレイス辻堂さんなんですけど、事業実施時間、開所時間が 8 時から 17 時、給食提供なしなので、この中で好きな時間だけ利用する感じですか。

○事務局（保育課）

お答えいたします。キッズプレイス辻堂に関わらず、全施設において開所時間の間で 1 時間単位で皆さん利用できる形になっております。以上です。

○渡邊（高）委員

毎週というか、その日によって利用する時間帯が変わるということも想定はされているのでしょうか。

○事務局（保育課）

はい。その通りでございます。

○小泉会長

この事業は1ヶ月10時間までしか利用できない事業ですよ。そういう中で、各園がそれぞれ、多分予約システムから受け入れられていくということで。そして利用時間は各利用者が調整の中で決めるということでよろしいですか。

その他ご意見ございますでしょうか。今ご説明をいただきましたので、一応どういう施設であるのかある程度把握できましたので、このあたりで採決したいと思いますが、すべて一括で承認ということでよろしいでしょうか。

それではこの7つの施設承認ということになりました。ありがとうございました。

それでは次の議題に入りたいと思います。

○田村委員

先ほど制度について包括的な質問をということでしたので、こども誰でも通園制度について質問をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。事前にはお送りさせていただいているんですけども、制度が始まって半年になるんですけども、市はどのように利用状況を把握されているのか、その説明をいただきたいと思います。また2点目として、今、7つ承認されたわけですけども、今公立保育園がどこも手が挙がっていない状況かと思います。私、実は1歳のこどもがいて、松が丘こども園さんの利用希望を出したんですけども、もういっばいだということで断られてしまったんですね。その中でやっぱり公立保育園の果たす役割っていうのが大きいのかなと思うんですけども、これがなぜ手が挙がっていないのかその説明をお願いしたいです。

○事務局（保育課）

保育課よりお答えいたします。まず1点目ですけども、今年度、令和8年の4月から制度は開始となりまして、4、5、6月までの集計が出ております。7月はまだ集計中となっておりますので、6月までの集計となります。まずこども誰でも通園制度は0歳6ヶ月から2歳までのお子さんで保育所などに通っていない市民の方が茅ヶ崎市にまず認定を申請することができるという形になって、その認定を受けないと施設を利用ができないので、まず認定のお子さんが6月末現在で、339人いる状況になっております。6月の1ヶ月間、6月は全部で12施設が実施してございましたので、その12施設を利用したお子さんが全部で102名いる状況になっております。

先ほど、会長が仰られたように、1人につき最大10時間まで使える状況になっておりま

して、延べ人数でいきますと 195 名使ったことになっておりまして、延べ時間数でいくと 690.5 時間、延べ時間として 6 月いっぱい、利用している形なので、平均すると実人数からいきますと、1 人当たり 6.9 時間利用されていると認識しております。また 339 人のうち 102 人なので、約 3 分の 1 のお子さんが、いずれかの施設を利用したという形になっているかと思っております。また各施設、定員を設けておりまして、その施設によっては正直定員いっぱいになって利用している施設もあれば、定員にまだ空きがあるという状況で、どうしてもそこは地域の差になってきたりとか、あとは施設によって受け入れ年齢が 0 歳だけであったり、1、2 歳だったりという形で、受け入れ年齢の違いによって、実際、満員になってそれ以上受け入れが難しいという施設もございます。

先ほど松が丘こども園は、定期利用でしたので、定期の枠が埋まってしまうとそれ以上の受け入れが難しいという状況で、もう一方の柔軟利用になりますと、空いてるところにスポットでうまく入れるということもありますので、その辺りの違いもあるのかなという認識しております。

また 2 点目の公立保育園ですけれども、先ほどの資料の、1-2 にございますように、今年の 3 月に開催したときにご承認いただいた鶴が台保育園が 4 月から開園しておりまして、0 歳児のみですが、公立としては鶴が台保育園の方でこども誰でも通園制度を実施している状況です。他の公立保育園となってくると、現在の公立保育園の空き状況等を勘案した結果、現在実施できるのは今のところ鶴が台保育園のみという形で、公立保育園で一園の実施となっている状況になります。以上です。

○小泉会長

ご説明ありがとうございました。

○田村委員

3 分の 1 しか利用できてないってことは、需要は確かにあるんだなと私も実感したところですので、ぜひ市の方でも、もう少し人数が幅をできるように心がけていただければと思います。

○小泉会長

認定が 339 人というのは 0、1、2 歳の全人口のうちの何%かというのは把握していないですね。

○事務局（保育課）

推計値はあるんですけども、0 歳 6 ヶ月から 2 歳のお子さんでかつ保育所等を利用してい

ないお子さんが推計で約 1680 人と想定しており、そのうちの 339 人という形になっております。

○小泉会長

4 分の 1 弱ということで、すごいデータですね。ありがとうございます。意外にニーズがあるということですね。

こういったデータはこれから着実に増えてくると思うんですけども、現場の先生方の状況だとか運用上の問題、利用者の希望とか、ニーズの実態がこのように把握されていくと、政策の意義もあると思いますので引き続きよろしくお願いいたします。また、田村委員も質問の内容が非常に的確だったので、私たちも実際の現状を理解することがすごく大事だと思いました。認可するだけではなく、その後の成果が大事だと思いました。ありがとうございます。

それでは次の議題にいかせていただきます。「こどもまちプロジェクト 2025-2029」第 5 章につきまして、教育・保育と地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策についての成果報告でございます。ご説明を事務局からお願いします。

○事務局（こども政策課）

「こどもまちプロジェクト 2025-2029」第 5 章掲載事業の実績について、ご説明いたします。

初めに、卓上に配付しておりますこども計画「こどもまちプロジェクト」をご覧ください。こちらの計画ですが、令和 5 年にこども基本法が施行され、本市においても令和 7 年度を初年度として計画をスタートいたしました。

この「こどもまちプロジェクト」には、こども・子育て支援法に基づく「こども・子育て支援事業計画」を包含しており、P87 からの第 5 章に位置付けている 18 事業がその対象事業となります。

これらの事業については、令和 11 年度までの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みと、その確保方策を定めています。また、各事業の進捗については、毎年、本会議において点検・評価を行うこととしています。

資料 2 をご覧ください。第 5 章に位置付けている 18 事業に令和 7 年度の実績を加えた資料となっています。各事業の右横には担当課を記載しています。これから、所管課である、こども政策課、保育課、こども育成相談課、青少年課の順に、主な事業について令和 7 年度の実績をご説明いたします。

まずはこども政策課です。こども政策課では 5 つの事業が関係しております。4 ページ「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、5 ページ「地域子育て支援拠点事業」、7 ページ

「一時預かり事業（幼稚園型以外）」、9 ページ「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」、11 ページ「利用者支援事業」が該当しております。各事業において、計画で見込んだ利用ニーズに対し必要なサービスを提供できたかという視点で実績を確認しております。その結果、いずれの事業においても利用希望に対する受入れを行うことができたと考えておりまして、現時点では計画どおり事業を実施できたものと評価しています。一方で、利用状況や利用者のニーズを確認する中では、今後の事業運営に向けた課題も見えてきておりますので、5 つの事業のうちの 3 つの事業についてご説明させていただきます。

まず、4 ページ「子育て短期支援事業」のショートステイをご覧ください。こちらの事業につきましては、保護者の疾病や出産、仕事、育児の疲れなどにより、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、お子さんを一定期間お預かりする事業となっております。保護者が安心して子育てを続けるためのセーフティネットとして重要な役割を担っているものです。令和 7 年度の実績を見ますと、確保できる 320 人に対して 101 人の利用ということでした。受入れ可能な人数は確保できていたものの、上のところに令和 5 年度の実績が書いてありますが、255 人の実績があったが、そちらと比較して令和 7 年度の利用者数が減少したという結果となっております。この要因といたしましては、これまで継続的に利用されていたお子さんが、対象年齢を超えたことによって利用が終了したということが大きいという風に考えております。このため、令和 7 年度の利用促進の取り組みとしましては、ひとり親家庭の現況の現況届の発送時に、こちらのショートステイの事業案内のチラシを同封いたしまして、制度の周知をしたところでございます。実際その結果によって、令和 7 年度、新たに登録を希望された方もおりまして実際の利用につながるケースも見られるところであります。今後も、制度の周知を継続するとともに、利用ニーズの把握に努めながら、利用促進に取り組んでまいりたいと思います。

次に、9 ページ「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」をご覧ください。子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、地域で支え合いながら一時預かりや送迎などを行う事業となっております。

令和 7 年度は、利用を希望された方には必要な支援を提供することができたと考えております。実際に令和 5 年度の数値と比べると数字が減っているように見えるところではありますが、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、4-（8）の事業と合わせて、4-（6）の一時預かりのところでもファミリー・サポート・センター事業の未就学児の方の利用者数ということで記載をさせていただいております。そちらの方の数は増えているというところでございまして、令和 7 年度は令和 5 年度より少しではありますが利用者の方は増加したという結果になっております。

この事業につきましては、地域の支え合いによって成り立つ事業であることから、利用

者の預けたいという方に対して支援会員がたくさんいるということが、安定した事業運営になっていくということもございますので、実際には預けた方がそれに対して自分も預かろうということで、支援会員プラス両方会員という会員がおりますが実際に利用したことによって、自分も預かろうということで両方会員の数も少しではありますが上がってきているところがございます。会員の確保というのは重要な課題だと考えております。数を増やすためにも地域の皆さまに向けて回覧板の中に案内を入れたりInstagramを活用し、新たな会員の確保につなげていきたいと考えております。

続いて、5 ページ 「地域子育て支援拠点事業」をご覧ください。実施箇所数は5か所の数値となっていますが、そのうち4か所が子育て支援センターの状況となっております。

市内には4か所の子育て支援センターがあり、妊娠中や子育て中の保護者とこどもが気軽に集い、遊びや交流を楽しみながら、子育てに関する相談や情報交換ができる身近な施設として運営をさせていただいております。

近年は核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や孤立を抱える保護者も少なくありません。そのため、親子が安心して過ごせる居場所としてだけでなく、必要な相談支援につなげる役割も重要になっています。こうした中、子育て支援センターにつきましては、令和7年度から指定管理者制度を導入し、利用者の利便性向上を目的として開所日の拡大をしたところです。

これまでは茅ヶ崎駅北口子育て支援センターと香川駅前子育て支援センターについて月2回土曜日を開所し、他の2センターについては平日のみの開所でした。令和7年度については、北口子育て支援センターを月曜日から日曜日まで開所、その他3センターは月曜日から土曜日までの開所に変更させていただきました。開所日の拡大により、これまで平日に利用することが難しかった共働き世帯や休日に家族で過ごす親子の利用が増え、お母さんだけでなく、お父さんの利用も目立つようになったところです。また、利用者同士の交流の機会も広がり、休日ならではの親子の過ごし方が定着しつつあると感じています。

来所者数は令和6年度45,036人で、7年度は49,145人となり、大幅な増加となりました。開所日の拡大が利用の機会の増加につながったことに加え、指定管理者による利用者ニーズを踏まえた運営や情報発信なども、利用促進につながった要因であると考えています。

今後も利用状況や利用者の声を丁寧に把握しながら、誰もが利用しやすく、安心して子育てができる環境づくりに努めるとともに、地域における子育て支援の拠点として、より一層充実した支援を提供できるよう取り組んでまいります。

以上で、こども政策課からの説明を終わります。次に保育課になります。

○事務局（保育課）

続きまして保育課の事業についてご説明をさせていただきます。

保育課が所管している事業は全部で 10 事業となっております。説明が長くなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

資料の 2 をご覧ください。1 ページ「認定こども園・幼稚園・地域型保育事業」というところでございます。こちらの事業は幼稚園や保育園が必要量の見込みに対して足りてるかどうかというところを示している事業となっております。下の方の表に量の見込みと確保方策という表がございしますが、さらに一番下に過不足というところがあるかと思います。こちらの中で三角印やマイナスになっているところがございすけれども、幼稚園を示す 1 号認定につきましては、ニーズを十分に満たしているという結果になっている一方で、保育園へのニーズというところで、2 号認定と 3 号認定、特に 3 号認定の 1、2 歳についてはちょっと足りていないという結果になっております。

茅ヶ崎市の 7 年 4 月の待機児童数につきましては、5 年ぶりに待機児童ゼロというふうになったんですけれども、この表では足りてないというような結果となっております。その理由といたしましては、入っていない方の中で国の待機児童の定義に当てはまらないという方がいらっしゃいます。例えば、入っていない方のうち企業主導型保育事業と言われる認可外保育施設に入っている方や、育児休業を延長するので保育園に入らないという方などは国の待機児童としてはカウントされないというような形になっております。待機児童としてはゼロになっているが、実際に入っていない方がいるということで、この中の表でマイナスという形になっております。保育課としては保育園の新設などを現在も進めており、今後マイナスがなくなるよう取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に 2 ページになります。4- (1) 「時間外保育（延長保育事業）」ということでございます。こちらの事業は、保育園で通常の保育というのは、概ね午後 6 時ぐらいまでという形になっているんですけれども、さらに遅い時間まで預けたいという方を対象として、いわゆる時間外保育というのを実施しております。こちらの表につきましては延べ利用人数で表しているんですけれども、一応利用したい方は全員利用できているという状況になっておりますので、量の見込みと確保方策の差し引きはゼロという形になっております。

続きまして、5 ページ「地域子育て支援拠点事業」でございます。こちらは先ほど説明がりましたが、5 箇所となっているところのうち保育課で子育て支援センターと同様の施設を公立保育園で 1 施設運用しておりまして、そこに 1 施設入っているという形になっております。先ほどこども政策課からもご説明がありましたけれども、必要な人数を満たしているというふうにこちらとしては考えております。

次に 6 ページになります。こちらは「一時預かり事業幼稚園型」という形になっております。この事業は、幼稚園、または認定こども園の教育時間が終了した後に行っている預かり保育についての事業となっております。通常の保育時間につきましては、各施設で若干異なりますが概ね午後 2 時ぐらいで終わるという園が多いということになっております。

が、さらにその後の午後 5 時、6 時ぐらいまで預かることを預かり保育と言っていますが、その事業を示しているものとなっております。昨今の保育需要が高まっているというところもありまして、預かり保育のニーズも増えているということになっております。現状としては概ね利用したい方は利用できているということで、差し引きはゼロとさせていただいてるんですけども、先ほどの保育園の説明でもさせていただいた通り、ニーズは多分増えていくと考えておりますので、市としても今後利用を増やしていきたいと考えております。

続きまして、7 ページ「一時預かり事業、幼稚園型以外」です。こちらにつきましては、いくつか事業がございますけれども、保育課が所管しているところは、表の中の一時預かり事業というところになっております。こちらは通常の保育の他に一時預かり事業をやっている保育園がございます、そちらの事業になっております。利用のニーズに対しては概ね足りているということで、差し引きゼロとはなっておりますが、実際のところ施設や日にちによって利用できないこともあるというお声も聞いております。また、ニーズも年々増えているところでございますので、今後も利用できる施設を増やしていきたいと考えております。

続きまして、8 ページになります。「病児保育事業（病児・病後児保育事業）」というところでございます。病児保育は病気のお子さんを預かるというところでございますが、こちらは 2 種類ございまして、病気の子を預かる病児保育と病気の回復期にあるお子さん、実際には病気ですが、回復期にあるお子さんを預かる病後児保育の 2 種類ございまして、本市では病後児保育を市内の保育園 1 園で実施をしております。こちらは定員 3 人ということで今実施をしておりますが、現状の利用状況が延べ人数で 202 人。量の見込みや実際の実績値がありますけれども、おおむね 1 日あたり 1 人ぐらいの利用というような形になっておりまして、実際にはまだ若干余裕があるというような形になっております。ですので、差し引きとしては少し余っているような表になっております。まだ若干余裕があるということでございますけれども、一定のニーズがあると考えておりますので引き続き継続して実施していきたいと考えております。

続きまして 10 ページになります。こちらの利用者支援事業というところになります。こちらは種類がたくさんあるんですけども、保育課が所管しているのは、②番に概要等もございます特定型というところを所管しております。特定型では分かりにくいと思うんですが、いわゆる保育コンシェルジュのことを指しておりまして、保育園の入園を希望する保護者から保育園の入園について相談を受ける事業を実施しております。実際実施しているところは、市役所の 1 階で相談を受けているという形になっておりまして、日によっては子育て支援センターに出張して相談を受けたりもしております。

相談を希望する保護者には概ね対応できていると考えておりますが、やはり 4 月入園申

請の時期になりますと、毎年秋頃なんですけれども、相談の予約が多く入る傾向がございまして、その時期には相談日を増やすなどの工夫をしております。ニーズは高いと考えておりますので、今後も引き続き実施して参りたいと思っております。

14 ページになります。「実費徴収にかかる補足給付を行う事業」ということで名前だけだと分かりにくいかなと思うんですが、幼稚園での給食費についての費用を保護者に負担をいただいているわけなんですけれども、そのうちの副食費、いわゆるおかずの部分について、世帯収入が低い方を対象に費用の一部を補助する事業というふうになっております。なお、保育園の方は同じように副食費の補助というものがあるんですけれども、事業の形態としてこの事業ではなく補助の対象になる方に対して、最初から免除するような形で保育園では行っておりますのでこちらとはちょっと別の事業となっております、幼稚園の方を対象とした事業となっております。対象となる方は、少しずつ減少しているような傾向にはなっておりますが、対象になる方には確実に補助を行っておりますので、今後も同様に補助を行っていきたいと考えております。

次に 15 ページになります。「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ということになっております。こちら名前だけだと分かりにくいかなと思うんですけど、こちらは、障がいをお持ちのお子さんなど特別な支援が必要なお子さんに対して、施設がこどもを受け入れた場合に人件費等の補助として施設に補助を行う事業となっております。なお、本事業の対象者となる施設が決まっております、例えば認定こども園で学校法人ではないだとか、施設は限定されていますが、その施設に対して補助をする事業となっております。逆にこの事業以外の対象となる施設についてはまた別の事業で補助していると、複雑な感じなんですけれども、こちらに書いてある施設は少し施設が限定されているような形になっております。対象施設が限られていますので、実績も少なくはなっておりますが、実際、必要な方には補助しておりますので、必要な事業と考えておりますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。

長くなりましたが、最後でございます。20 ページになります。「こども誰でも通園制度」ということでございまして、先ほど議題 1 のところで審議をいただいたところでございます。こちらにつきましては、令和 8 年度から全国実施という形になっておりまして、令和 7 年度は実施が各市で任意でできたというところでございます。

本市につきましては、令和 7 年度は実施しなかったというところもございますので、実績が 0 という形になっておりますが、実際、実施施設は先ほどご審議いただきましたように令和 8 年度以降は増えている状況でございます。

現在の状況につきましても先ほどご説明させていただいたところでございしますが、今回、先ほど審議をいただいた施設を含めると、全体で 21 施設ということになります。また、来年 4 月から実施したいという施設もございますので、利用したい方が利用できるように、今

後実施施設を増やしていきたいと考えております。長くなりましたが、保育課からの説明は以上となります。

○事務局（こども育成相談課）

続きまして、こども育成相談課が所管する事業の説明をさせていただきます。

資料2の11ページをご覧ください。利用者支援事業の中にあります「地域子育て相談機関」についてご説明いたします。令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、市区町村は定める区域ごとに住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めなければならないとされております。

本市では令和7年8月から公立保育園6園及び浜見平保育園に併設されている地域育児センターにおいて、地域子育て相談機関を設置しております。保育園の園庭開放等の参加者に地域子育て相談機関の利用者の登録及びこども家庭センターとの連携に同意をいただいた上で、育児等に関わる相談に対応しております。7年度は計画値に対し7ヶ所の設置ができましたが、引き続き各相談機関の周知を行うとともに、新たな相談機関の設置についても検討を進めて参ります。

次に12ページです。「乳幼児家庭全戸訪問事業」についてご説明いたします。

生後4ヶ月までの乳児の家庭に保健師等専門職員や主任児童委員が訪問し、発育発達の確認や育児相談、子育てに関する情報提供を行います。支援が必要なご家庭には関係機関と連絡調整を行い、適切なサービスを提供し切れ目のないよう継続支援を行っております。7年度の対象児は1,461人で、訪問件数は1,416人でした。訪問率は96.9%となります。訪問ができていないご家庭は長期里帰り等の理由がありますが、茅ヶ崎市では可能な限り里帰りから戻られてから訪問をしております。訪問ができなかった場合は4ヶ月健診や各種相談事業への参加時に、対象となる乳児の発達状況を確認しております。引き続き実施して参ります。

次に13ページ「妊婦健康診査」についてご説明いたします。妊婦の健康管理の推進を図るとともに疾病の早期発見や生活習慣の見直し改善により、適切な治療や必要な保健指導につなげる事業です。補助券を交付し、妊婦健診費用の一部公費負担をしております。7年度は計画で見込んだニーズに対し、必要なサービスの提供ができております。引き続き実施して参ります。

次に16ページをご覧ください。「こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業」についてご説明いたします。こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会としておりますが、保護や支援を必要とする児童等に対して市役所や児童相談所、小中学校、警察、医療機関等の関係機関が情報共有し支援について協議する、児童福祉法に位置付けられている仕組みとなります。こどもの虐待や養育上の心配などがある場合に、それぞれの機関が協力しながら見守りや支援を行い、こどもと家庭を地域全体で支えることを目

的としております。これらのケースの進行管理を行うためのシステムを導入し適切な支援につなげているものです。システムの管理を主に1人で行っているもので、7年度は適切に対応できております。ちなみに要保護児童対策地域協議会に対応した件数は7年度620件でした。

次に17ページ、「子育て世帯訪問支援事業」についてご説明いたします。家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊婦などがいる家庭を訪問支援員などが訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施し、家庭や養育環境を整えることを目的とした事業です。量の見込みに対して実績値は1,784人でしたが、見込んだ利用者ニーズに対し、必要なサービスを確保し提供できたものと思っております。

次に18ページ、「親子関係形成支援事業」についてご説明いたします。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた、情報の提供、相談及び助言を実施することを主目的とした、講義等を行うものです。

本市ではほしつメソッドと言い、こどもへの「ほめる」「しかる」「つたえる」方法について伝わりやすい言い方を練習する講座となります。こどもへ伝わる確率とこどもの行動が改善される確率が上がる方法を具体的に示し、しっかり実践できるように基礎練習を重ねます。子育てのイライラ、自己嫌悪、悩みを減らし、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

次に19ページ、「産後ケア事業」についての説明をいたします。産後ケア事業は出産後1年未満の母子を対象として産後の心身の不調や育児不安があるなど、出産後のサポートが必要なお母さんが赤ちゃんと一緒に助産師等による専門的なケアを受けるものです。7年度は計画値を超えて実績がありましたが、必要なサービスを確保し、提供ができているものと考えております。

この事業は令和3年4月より開始しましたが、現在に至るまで対象年齢、利用上限回数の引き上げ、宿泊型の開始、自己負担額の軽減等拡充に努めて参りました。今後におきましても必要な方に必要なサービスが届くよう取り組んで参ります。

以上でこども育成相談課からの説明を終わります。

○事務局（青少年課）

最後、青少年課から説明をさせていただきます。

青少年課が所管する事業は、資料2の3ページ、4の(2)にあります、「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」となります。

児童クラブにつきましては、保護者が就労や疾病などの理由により、昼間家庭にいない児

童を対象に、平日の放課後や土曜日や夏休み等の長期休暇中に遊びや生活の場を提供し、施設の指導員のもと、児童の健全育成を図る事業となります。本市におきましては、近年、保護者の働き方や、生活スタイルの多様化等に伴う保育需要の拡大や、子育て世代の流入人口増加等の影響を受けまして、児童クラブ入所希望児童数も増加傾向が続いております。学区によっては、継続的に児童クラブへの入所を希望する児童が施設を利用できない待機児童が生じている状況となっております。

今回のこどもまちプロジェクトにおきましても、こういった状況を踏まえまして、量の見込みとして、児童クラブの利用を希望される児童数の計画値の推計を行っていたところですが、実績値としましては、計画値であります2,291名を180名上回る2,471名という結果となりました。一方で確保方策としまして、児童クラブの利用を希望する児童全員が児童クラブを利用できるよう、児童クラブの定員数の確保をしていくために施設整備を進めた結果、計画値では2,341人分の定員を確保することとしていたところ、実際には2,255名の定員確保となりました。この状況につきまして、本市としまして、重く受けとめているところでございます。これまでに引き続き、継続的に児童クラブの利用を希望する児童が安心して放課後等を過ごせる環境の確保に向け、児童クラブの待機児童解消に取り組んでいきたいと考えております。以上となります。

○小泉会長

ありがとうございました。それでは、ここで質疑応答に入って参ります。

ただいま、市の各課から量の実績等について報告いただきました。また、詳細な対応案や課題等についてもご説明いただきました。ご意見ありますでしょうか。

○高桑委員

学童の件について今数値のご案内があったと思うんですけれども、ファミサポの利用で、お母さんから依頼されて学童にお迎えに行くことも多いのですけれども、施設がとても過密であると常々感じておりまして、学年が上がるにつれて人数は減っていきますけれども、例えば1年生から2年生に上がるときにこれだけ減るのは、お母さんの立場からするとちょっと預けにくいから、2年生になるとときにはもう控えてしまおうとか、こどもが行きたくなくなってしまうという話も聞きますし、あと昨年度だと思いますけれどもおやつにアレルギーの問題があって、ちょっとトラブルがあったというお話も聞きますと、安心して預けられる体制になっているのかどうか、疑問に思うことがありまして、ちょうど資料をいただいたので、2つ数字について質問したいと思います。

受け入れ人数を今後上げていくということですが、施設の数はず変わらず担当者といえますか指導員の方、その面倒を見れる方を確保して、面倒を見れる子供の量を増やすとい

うことなのか、施設そのものが増えるのか。

2つ目としては、茅ヶ崎市の合計の人数しか見えないので、先ほど、おっしゃったように地域でばらつきがあるということですが、定員枠の余っているところは、多分上の学年にいても余っているので行きやすいと思いますし、1年生からもう混み混みの状態ですと、2年生、3年生で上級生がほぼいないという感じで使いにくい結果、民間のお稽古事と組み合わせた学童的なものにお金を払って行かせるという解決を家庭の方がもう諦めている状況なのではないかというふうに数字的に見えるので、その合計というよりも混み合っているところ、足りてないところがどうなっているのかをちゃんと見たほうがいいのでは、という表に見えたのであらかじめ市の方に質問させていただきました。

○小泉会長

青少年課お願いします。

○事務局（青少年課）

お答えさせていただきます。

まず1つ目についてですが、施設の増加あるいは、支援員さん、スタッフの方を増やして、お子さんを受ける数を増やすのかというところですが、児童クラブにつきましては施設の面積によって受け入れることができる児童数というのが、国の基準で決まっておりますので、施設の面積を超えて受け入れることは難しい状況になっております。ですので、お話にもありましたように、施設を増やして、児童の受け入れ数というものを増やしていきたいというふうに考えております。これまで茅ヶ崎市では学校ですとか、公共施設、既存の施設を有効活用させていただいて、受け入れ数を増やす取り組みを進めてきているんですけれども、今後もその取り組みを進めていきたいと考えております。

そして2つ目が、お話があったとおり、学区ごとによって、ニーズといいますか、需要にかなり差があるというのはおっしゃるとおりだというふうに感じております。特に駅周辺ですとか、市の南側の方で保育需要が特に高い状況となっております。その状況を受けて、そういったニーズの高い地域を中心に、1つ目のご質問でお答えしたような施設の増加ですとか、待機児童に合わせて対応していくところなんですけれども、将来的な推計ですとか、施設を設置するにあたっての経費の部分ですとかそういったところにも留意をしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○小泉会長

ありがとうございます。

施設の拡大、増加は難しいかもしれませんが、対策を講じることですが、いかが

ですか。

○高桑委員

施設を増やすのはなかなか難しいとは思いますが、お迎えに行っていていつもものすごい混んでるのを実感として知っているので、安全面ですとか、親御さんの安心に繋がる場所での施設がもっと増えると、足りない分だけを増やすのではなくて余裕があると、他のお子さんも行かれるし、泣く泣く諦める方ですとか、あと知っている方で、3人目の産前産後枠でちょうど1年生で入る方がいらしたんですけれども、やはりあまりに過密で、どうしても家で保育できないわけではないので諦めてしまうという、せっかく枠があるのに行かれないというご家庭も知っているので、もう少し余裕のある活用をしていただけると、例えば申請したら通るような方でも、うちは何とかなるからということで我慢していた方も行かれるかもしれないし、長期の休みとかも、そこだけ活用できる方も増えるかもしれないし、保育園とかから全体的に見て枠に余裕がないと、かつかつで足りてますって言われてもすごく無理をして遠いところまで連れて行かれている方もいらっしゃるし、兄弟で別の方もいらっしゃるし、そこは余裕のある枠を設定していただくことで、いろいろと使う側が使いやすいのではないかというふうに考えます。

○小泉会長

ありがとうございます。何かご意見ありますか。

○事務局（青少年課）

今お話がありましたが安全面の部分についてですけれども、茅ヶ崎市の公設の児童クラブにつきましては、指定管理者制度を入れておりまして、2つの事業者さんに事業の運営を行っていただいております。

両事業者さんといろいろ意見交換させていただく中で、今お話に出ましたような、特に低学年の児童が多くなってしまうことで低学年の児童の登所率、児童クラブに行く日数が多い関係もありまして、過密といえますか、たくさんお子さんが集まってしまうような状況は、お話を聞いており、1つ大きな課題だというふうに感じているところではございます。

そういった状況を踏まえて、両指定管理者さんとは、そういった中でも、安全に事業運営していけるように、意見交換させていただきながら事業運営していただいているというふうに考えております。

また先ほども申しました通り、施設の定員数というものが、国の基準である中で運営をさせていただいているところもありますので、待機児童が多く出ているという状況と、先ほどありました余裕を持ってという部分と、なかなか運営が難しい部分ではあるんですけれども、

指定管理の事業者さんとも調整、意見交換させていただきながら、よりよい保育環境整備をしていくというところに取り組みたいと考えております。

○小泉会長

それでは、その他、ご意見ご質問ございますでしょうか。

○高桑委員

ファミリー・サポート・センターの支援員を増やす周知の話がさっきあったかと思うんですが、回覧板を回すなど、というふうにおっしゃってましたけれども、回覧版を見る世帯は多分、広報ちがさきとかで、ファミリー・サポート・センターの研修を受けてその支援員になるっていう情報も取れるかとは思うんですけれども。

3日間確か連続して研修が設定されて、年に3回程あるんですけれども、今はちょっとどうか分からないんですが、1度に3日連続、研修を受けることが困難な人はまずその段階で諦めてしまうと思うんですけれども、第1回目のときに、1日目の研修内容をやる。今回は都合が悪いから他を受けられないけれども、他の回で2日目と3日目の内容を研修する、というようなやり方で、研修は多分整うと思うので、そういう方法があります。

1度に3日間連続してこの日付でバシッと受けないといけないですよっていうことではないのであればそういう方法があるとか、あと自宅で赤ちゃんを見てくださいみたいなのが趣旨だとは思うんですけれども、例えば学童の送り迎えとか、その保護者に代わってその外の活動もあるので、必ずしも支援員は自宅でお子さんを預かるだけではなく、子育て支援センター預かりというのもできるんです。

私もついこの前、浜竹の子育て支援センターに赴いて、現地集合でお母さんから赤ちゃんを預かって、その中で2時間半とか3時間お預かりして、それでまた現地でそのまま赤ちゃんをお返ししてという自宅を使わない活動もありますので、例えば自宅に赤ちゃんを呼べないわって思っちゃるご高齢の方でも、ご本人が元気であれば学童からお子さんのお宅まで送っていくだけの活動ですとか、支援センターでなら赤ちゃんを預かれますとか、お子さんとただ遊んでお母様を待てるだけという活動とかもありますので、そういう中身を周知していただくと、私にもできるのかもっていうふうに思われる方が増えるのではないかなと思って、お話させていただきました。

○小泉会長

それでは、こども政策課お願いします。

○事務局（こども政策課）

今、高桑委員おっしゃっていただいて、ファミリー・サポート・センターの支援会員も担っていただいているというところでいつも、本当にありがとうございます。

この制度は、会員同士が支え合っていく制度になりますので、おっしゃっていただいたように支援会員さん、お子さんを預かっていただいたり、送迎を担当していただく会員さんが、その制度の中での軸になる方々というふうに、こちらとしても、非常に感じているところです。

支援会員さんになっていただいている方は、高齢化が進む中で、会員さんの数というのが、年々減少傾向にあるというところも事実としてございます。今おっしゃっていただいた通り、基本的には支援会員さんのご自宅でお子さんを預かっていただくのが基本ではあるんですけれども、会員さんの合意があれば、依頼会員さんのお子さんを預けたい方のご自宅だったりとか、子育て支援センターの広場を使ってお預かりをしていただく、あるいは預かりではなく、送迎というところだけを担っていただくというような使い方が実際多くあります。

実際にファミリー・サポート・センターの利用に踏み切れない、あるいは会員登録に踏み切れない理由としてはおっしゃる通り、どういう活動が実際に行われているかというところがあり見えてこない不安があるのかなというふうに思っておりまして、先ほどの最初の説明の中で、両方会員さん、依頼会員さん支援会員さん両方の性質を持つ会員さんが、増えているところで、やはりそれは、最初にお子さんを預けている側の会員さんとして登録しているので、ファミリー・サポート・センターというものがどういう活動なのか、どういうものなのかというのがもうすでに知っていただけているという状況にあるので、支援会員としての登録にも踏み切ってみようかなというふうに流れているのかなと感じています。

ファミリー・サポート・センターという事業が、具体的に細かくどういうものに対応できるのかというのを知っていただく、まずは依頼会員として登録してみようかなというふうに思っただけ、取り組み、環境を作っていくことが大事かなというふうに思っていますので、いただいたご意見を参考にさせていただいて、今、指定管理者とともに運営しているところもありますので、しっかり協議して、周知、より効果的に制度を使っただけのような環境を作っていきたいと思います。

○小泉会長

よろしいですか。

ファミリー・サポート・センター事業、国が指定している内容というのは自宅でお子さんをお預かりする事業だけではないですね。いくつも定義がある中で、茅ヶ崎市はすべて含んでいるんですね。

○事務局（こども政策課）

おっしゃる通りです。

○小泉会長

それは問題ないですね。

周知する方法などをもう少し考えていただけると、インスタグラムなど色々実施されているもののなかなか、体験しないと分からないということなんですね。

○事務局（こども政策課）

余談になってしまうのですが、ファミリー・サポート・センターの利用を促進させたいということで令和6年の途中から利用費に対する助成を開始させていただいたり、ファミリー・サポート・センターに目を向けていただけるような形にというところで取り組みをしているところはあるんですけども、おそらく最初の1歩を踏み出すというところでは、最初に高桑委員がおっしゃっていただいた、自宅で預からないといけないというのはちょっとリスクを感じてしまい、また、そのような形での利用しかできないというようなご理解の中で考えていただいていることもあるので、実際にあるのかなと思いますので、会長おっしゃっていただいたように、預かりだけではなくて、実際の小学生のお子さんだと、送迎のところだけを担当していただく使い方もありますし、国の方でもそういった使い方を最初から想定しているものなのでそこはしっかり説明なりしていきながら、より広くいろんな使い方ができるということを分かっていたできつつ使っていただければいいかなと思います。

○小泉会長

研修の3日間連続ですけれども、他の市ではオンデマンド講座で対応するというところもあるので、必ず対面研修連続だけではなくて、今高桑委員もおっしゃった、他の会議の時、年3回のどこかで行う方法もありますけれども、欠席者はそういう対応してるところもありますか。

○事務局（こども政策課）

ありがとうございます。

救命講習が1日あるので、実際に救命講習の部分はオンラインっていうところが難しいかもしれないんですけども、座学というか、そういったところの講習に関しては、オンラインで対応できる部分もあるかなと思いますので、考えていきたいと思います。

○小泉会長

よろしくお願いします。

それでは、その他の委員からご意見ありますでしょうか。

量の確保はかなり一定の成果が上がってるというか、量的な成果があるというお話をいただいておりますが、質の問題はこれからいろいろ検証されていくと思いますが、量が少しずつ確保されている事業が非常に多いということなんですが、本日ですね、中学、小学校の先生、児童相談所の方にもご参加いただいていると思いますけれども、こどもを守る地域ネットワーク機能の状況など何か気になるところございませんか。

○沼澤委員

生活安全課長の沼澤です。

茅ヶ崎市の4課のこどもに携わる課の施策を伺いまして、引き続き委員さんのご意見を参考にして、よりよい支援を実施していただきたいなと思っています。

施策的なものはないんですけども、せっかく良い機会なので、虐待や非行の傾向がどういうふうになってるのかというのを参考に話させていただければと思います。今年半年の数字が出ておりまして、虐待については、県内に54署ある署の中で10番目ぐらいに虐待が多い署になっておりまして、児童通告をしている児童の人数が、230名、6月末までに230名、身体的虐待の28、心理的虐待が174、ネグレクトが27、性的虐待が1。そのうちの身柄つき、書類だけではなく身柄つきで児童を預けている数が17名ということで。県全体で見れば8,605名の通告数。身柄つきが475いる中で、茅ヶ崎署の管内は通告人数230の身柄付きは17名ということで、非常に多い。

非行はどうかといいますと、非行もちょっと多くて、今年6月末現在35名を受刑措置しているんですけども、刑法犯の違反暴行とか傷害とか窃盗が25名。特別法案が9名。軽犯罪法とか薬物、銃刀法とかそういったものですね。虞犯少年、将来犯罪を犯す恐れがある少年として送致してるのが1ということで合計35名の措置をしています。県下54署見ても、上位で多く非行も多い。傾向的に見ると、薬物犯罪が非常に増え、県下の的にもそうですけど、薬物犯罪が非常に増えて蔓延している状態で大麻が約8割ぐらいで、非常に多い。県下もそうですし、神奈川の茅ヶ崎警察署管内もです。

粗暴犯と窃盗犯が多いというような傾向があります。非行と虐待の状況を情報発信させていただきまして参考にしていただければと思います。

以上です。

○小泉会長

ありがとうございます。

県の中でもよろしくない状況ということで、ちょっと不安材料となります。そういった中で、今日参加している児童相談所の杉山委員、虐待等に関わることについて何かありますか。

○杉山委員

茅ヶ崎市さんとはすでに連携をさせていただきながら、児童虐待等の対応はできているかなと思っております。

質問がずれるかもしれませんが、17 ページの子育て世帯訪問支援事業というのがあるんですけど、この中にアウトリーチ的なところでは、来てもらうだけの相談ではなく伺って相談を行うことがとても重要なと思われます。

ここでも載っているんですが、人口が減っていく中でも、見込みでは3,618 という数を出しているというところで、項目分しっかり外に出ていくんだというところがいわゆる処理かなと思っていて、数字の見込みがちょっと分からなかったのが、数字の差し引きのところでは1,834 みたいなんだけど、もっとやれるのかとか、目標値が、量の見込みが1,784 だったんだけど実質の差し引きの1,800 残ってるところで、職員がほかをあたらないとできない形なのか、逆に、まだまだできるのか、わからなかったのでもし教えてもらえるとありがたいです。

普段の連携はとてもよく取れていると私たちの管轄は思っております。

○小泉会長

ありがとうございます。

委員の質問ですが、こども育成相談課お願いします。

○事務局（こども育成相談課）

中央児相さんには日頃から連携いただきましてありがとうございます。

子育て世帯訪問時支援事業の関係ですけれども、こちらは内容的には産前産後ヘルパー、子育て世代訪問支援事業として児童福祉の部分の事業が2つ入っている形になっております。両方の事業については委託をしている形になっておりまして、量の見込み1,784 が実績値ですけれども、確保策の方は委託という形なので、それより多い確保をしておりました。ですので、確保策は3,618 でしたが、1,834 人分がこちらで賄えたという7年度の結果となります。以上です。

○杉山委員

ありがとうございます。

今児童相談所で話題になっているのは、これが虐待の対応件数が多いと市と児童相談所の役割の考え方というのを整理していかなければいけないのだろうということも思っております。その中でより地域に密着するという中では、虐待の未然予防というところにどう力を入れていくか、逆に児童相談員はこれだけ対応してるという再発予防というところの切り換

えも含めて、どう連携していくのが1つ課題になっております。

ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○小泉会長

新しい制度になり、こども家庭センターの窓口は児相だけではなく、市でもやっているか。

○事務局（こども育成相談課）

こども家庭センターは茅ヶ崎市では令和6年度からやっております。こども育成相談課に児童福祉の部分と母子保健の部分がありまして、それを総称してこども家庭センターと呼んでやっております。

○小泉会長

そういったところと虐待に関する児童相談所の指導を受けながらというところだと思いますけれども、強力な連携をしていくといことでよろしくお願ひします。

それでは中学の校長先生と小学校の校長先生、何かありますでしょうか。

○渡邊（治）委員

中学校の代表として来させていただいております渡邊と申します。よろしくお願ひします。

中学校の方でもいろいろ話が出ておりまして、家庭に対してどう地域で支援をしていくかというところの話をして、本当にいろんな方と連携をさせてもらいながら、こども家庭センターの担当の方とか、SSWの方とか、カウンセラーさんとか、中央児相の方とか警察の方も入ってもらったりと、いろいろ連携を取りながらやっているんですが、やっぱり中学ぐらいのお子さんを持つご家庭になると、周りからの支援をなかなか素直に受け取れないというところが実は結構ありまして、小学校もそうかもしれないんですが、その辺でどう対応していくかなっていうところは日々苦勞しているところではあるんですが、市の全体の見させてもらうと、たくさんのがあって、例えば拠点事業、5ページの、何万人とか、延べ人数なので単純に5万人がっていうところではないと思うんですが、そういうところで本当にいろいろ周知をしてもらいながら、困ったらやっぱりこうですねとか、あと、産後ケアのところの枠を拡充してもらったとか、そういうところで本当にいろんな窓口があって、いろいろところで助けてもらえる、協力できるというところを、ぜひ、もうこれだけの人が集まっていますので、今もされてると思うんですが、後々のことをも入れながら、さらに周知していただければなと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○小泉会長

ただいま先生おっしゃっていただいたのは、こどもたちの相談の対応ではなく、保護者もですか。

○渡邊（治）委員

はい、両方含めてです。家族、家庭というところで。

○小泉会長

そうですね。こどもだけではなく、家庭にしっかりと目を向けながらともに育てるところですね。

それでは、小学校の人見委員をお願いします。

○人見委員

小学校代表の人見と申します。

まず資料等、丁寧に対応していただきありがとうございます。こども誰でも通園制度、お聞きしたいところがありまして、とてもすばらしい制度だなと思ってます。就労等条件に未就園の方々が保育現場の方と繋がるという場ができてることがまた素晴らしいと思います。もう少し経つと小学校の方に来年度の児童の情報が入ってくるんですけども、小学校の現場としては、特別な配慮を必要とする児童、またお母様や保護者の方の支援やニーズ等を早期に発見することによって次年度の計画を立てて行っていく。そういったところにおいて、この月 10 時間というところの利用者の方々の情報を保育現場の方々の情報がどのように集約されていくのか、先ほども出てますけども、こども家庭センターとか、地域子育て支援拠点とかそういったところでどのように共有されて、どのように活用されていくのか、また、どのように検討していくのかを現場としては特に知りたいと思いますので、そのところをもしご意見いただけたらありがたいと思います。

○小泉会長

保育課からお願いします。

○事務局（保育課）

保育課からお答えいたします。

おっしゃるように、就労条件のない 0 から 2 歳のお子さんというのが、実は保育課の中で

も、ちょうどすっぽり抜け落ちてる部分でございまして、なかなかそれが保育園に入ってる、幼稚園に入ってる方っていうのは把握できたりして、何かあれば、各いろんなところと連携できるんですけども、ちょうどこの部分が、把握できていなかった部分でございまして、正直今後どうするかというのは、ちょっとまだこれからの検討ではあるんですけども、認定していただいたということは逆にちょっと利用したいという意欲があるとか、繋がってこういう意欲がある方なのかなと思っております。逆に、使わない方も多分実際いらっしゃるんですね。そこの方を今まで把握しきれなかった部分も、どういう家庭があって、そこに何か課題があって、そこをやはりさっきのこども家庭センターとか、いきなり虐待というのはなかなかないかもしれませんがそこを当市として把握していき、支援の力を上げていきたいというふうに思っております。具体的にはまだないんですけども、これからそこは検討していきたいと思っております。以上です。

○人見委員

ありがとうございます。待っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと1点だけこれは純粹に多分何かしら資料等の事情があると思いますが、産後ケア事業に少し関わるかもしれないですけども、令和5年のところと令和4年度の利用者数が169から538とかなり増えているのは何かしらの事情がありますか。

○小泉会長

こども育成相談課、お願いします。

○事務局（こども育成相談課）

こども育成相談課からお答えさせていただきます。

産後ケア事業は、先ほどの議題2のところでの説明で拡充したというお話をさせていただいておりますけれども、この制度自体は3年度から始まったものなのですが、宿泊のところは、令和5年度から始めておりまして、6年度ここには実績が入っていないんですけども、利用件数は1,354件まで増えているような状況になっております。当初は3割負担を自己負担とさせていただいていたんですけども、それも令和5年度から1割負担に変えているところがありまして、さらに使いやすい制度になったかと思えます。

このように拡充していった結果が多く実績として利用されているという部分になろうかと思っております。産後ケア事業というのは、産後鬱とよく聞くかと思うんですけども、そのような状態になりやすい時期でもありますから、その部分で傾聴しながら、ケアをしていくという事業にもなりますから、引き続き継続していきたいというふうに考えております。以上です。

○小泉会長

延べ利用件数になったという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（こども育成相談課）

はい、延べ利用件数です。

7回使えるという形になるのですけれども、デイサービスと言って、助産院ですとか、そちらに行ってケアを受けるというものと、訪問、自宅に来てもらってケアを受けるもの。それから、宿泊型、これは1泊2日とかになるのですけれども、その施設に泊まってケアを受けるもの。その3つの型がありまして、これを組み合わせて、お1人当たり7回まで利用ができるというものになっております。

○小泉会長

その理由ですね。あと負担率が1割になったのは大きいですよ。そういうところもあるのかなと思いましたが、そういったことですかね。

○事務局（こども育成相談課）

はい。

○高桑委員

産後ケアについて、私の担当する方の感想を直接聞いたので、お話させていただきたいと思います。3人目にして初めて使ってとてもよかった。どうして使う気になったかという、使った方の口コミがすごくよかったということなので、今皆さんSNSとか使われてるので、茅ヶ崎市の産後ケアとてもいいという評判を聞いて使ったそうなので、そういうところも上手に周知に使っていったらいいのかなと思いました。

○小泉会長

それでは、医師会から安藤委員が参加しておりますが、何かございますか。

○安藤委員

小児科の安藤と申します。よろしくお願いします。

さきほど警察の方から虐待の数が230名ということで今、茅ヶ崎市の0から14歳の人口が、6年度で3万550人ということで、それを割合にするとすごい数の割合だと思うんですね。例えば横浜市なんか300何万人の人口がいて、それからの230人と全く違うのでかなり割合としては高いと思いますが、その一方で、例えば虐待に繋がるご家庭っていうのはやっ

ぱり家事とか子育てとか、そういう不安を抱えている方だったりとか、ヤングケアラーの方だったり、不安を抱えている若い小学生とか中学生とかが虐待をしてしまう家庭も多いかと思うんですけれども、先ほどの1,834名の空きがあるということで、こういったご家庭の把握というのはどのようにされているのか。

実際に自分からなかなかこういう事情を持ってる方は、自分から市とかにアクセスしづらかったり、政策を知らない方ももちろんいらっしゃると思いますし、逆に自分の内面を打ち明けにくい心理的なところもあるのかなと思って、市からアクセスするのか、もしくはそういう事情を抱えてる方が、自分からアクセスしないと制度を受けられないのか、そういったところを教えていただければと思います。

○小泉会長

こども育成相談課、お願いします。

○事務局（こども育成相談課）

子育て世帯訪問支援事業は先ほど申し上げた産前産後ヘルパーの部分と、児童福祉の部分がありまして、その内訳をお話しますと産前産後ヘルパーは、実績値が1,678で、児童福祉の方は106。合計で1,784という数値になっております。

産前産後ヘルパーの場合は、申請をしていただいて、それによってご利用いただくというものになるのですが、児童福祉の場合は、育児家事援助として養育支援が特に必要であると判断したご家庭を対象に行っている事業になります。

産前産後ヘルパーの方は利用料金がありまして、1回につき1,500円をいただいているのですが、児童福祉の方はこれをやることによって、養育環境が整えられるということにもなりますので、無料に対応しているような状況です。1,834という数字が差引きであるのですが、産前産後ヘルパーの方の伸びがそこまでいかなかったのかなというふうにこちらでは考えております。これにつきましても周知の方はホームページとか、あとは産前産後ヘルパーなので、母子手帳をもらいに来庁をいただいたとき、もしくは赤ちゃん訪問に行くときですとか、そういう機会をとらえて、直接お話しをしているような状況です。ただ、実際に来てもらって、家事もしくは育児をしてもらうことにもなるのですが、児童福祉の方については行政の方から派遣するので、来てもらいたくないと拒まれる方も中にはいらっしゃるということにもなります。

産前産後ヘルパーの方は、引き続き周知の方はそのタイミングをとらえてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○小泉会長

それでは、小湊副会長お願いします。

○小湊委員

この夏休みの時期によく幼稚園利用されてる保護者の方からご相談されることがありまして、1学期、2学期の通常の学校が動いてる時期には学童を必要としないんだけど、夏休みに入ると家庭に保護者がいない状況があるので、学童的なものが必要、ニーズが出てくので、妹や弟がいるから一緒に預かってもらえないかというようなことを相談されるケースがあります。

通常であれば8時から3時とか9時から4時とかで働かれて、こどもが1時間ぐらいお留守番するとか、大体こどもとお母さんが同じに帰ってくるということで学童の必要性がないんだけど、夏休みはそれが変わってしまうということで、先ほど課かいからお話があるように現状でもかなり窮屈な状況がある中で、夏にだけとか冬にだけ特別な枠というのは、つくれないんであろうなというふうには十分予想されるんですけども、結構ニーズとしてそういった声をよく伺うので、何かそういった良い方策等があれば、そこを助けられるのかなというふうには思うんですけども、いかがなのかなっていうのをちょっと聞いてみたいなと思っています。

○小泉会長

では、青少年課お願いします。

○事務局（青少年課）

今、お話いただいたようなニーズにつきましては、青少年課の方でも、いろいろな経緯で聞いて確認をしているところがございます。直接、児童クラブとしての事業ではないんですけども、長期休暇、夏休みですとか春休みですとかあと冬休み、そういった長期休暇の間に、児童の皆さんをお預かりするような事業というものは1つ青少年課で行っておりまして、サマースクールという形で行っておりまして、夏休み期間中、様々なメニューを用意して行っているところがございます。

その他児童クラブとして、対応できる範囲としましては、定員に空きがあるような児童クラブについては、夏季に特化してとかではないんですけども、お問い合わせ等があれば、夏の期間中のご案内をして使っていただくようなこともございます。

あとその他の取り組みで、今年度は円蔵小学校を使って実施をしているんですけども、待機児童が多く出てしまっている学区を中心に隣接する小学校区の方まで対象にして、夏休み期間中の平日と土曜日、児童クラブと同等の受け入れを行うような取り組みも行っており

ます。

将来的な部分については、待機児童の状況ですとか児童クラブの利用状況等によって、改めて検討が必要かなというふうに考えておりますが、今までこういった取り組みは行っておりますので、今後もこういった取り組みを前提にいろいろ検討していきたいと考えております。

○小湊委員

どうもありがとうございました。

○小泉会長

それでは、渡邊委員をお願いします。

○渡邊（高）委員

警察の方から虐待数 230 ということで、これは認定されたというか、実際に虐待だったということで、通報の数はもっと多いですね。

○沼澤委員

通報の数はもっと多く、実際に通告した数になります。

ダブルカウントになってる児童もいたりしますし、警察から通告する中で一番多いのは、心理的虐待になってますけど、夫婦間の口論、DV の目撃のところからのおそれがやっぱり一番多いです。

○渡邊（高）委員

虐待をするのはもちろんいけないんですけど、その理由の 1 つにやっぱり育てづらさみたいなのが多分あるのかなと思ったときに、やはりいろんなお子さんがいてその中でご両親だけで見るとなかなか難しいなというのは私自身、園長をしていて思うので、いろんな多職種の連携が大事かなと思います。うちの園でも、作業療法士さんや心理士さんなど、保育士だけではなくていろんな職種にも関わりながら今こどもたちを支援している状況なので、そういうところで、そういう保育園とか幼稚園とかにいらしている方はもちろんまだいいんですけど、全然そういうとこに繋がってない市民で子育てをされてる方もたくさんいらっしゃると思うので、その市民の方が子育てをしてる皆さん全員が、ご両親だけではなくて、いろんな方と協力しながらこどもを中心に育てていけたら、やっぱり最終的にはこどもたちがすてきで良いまちなんだなと思ってくれるまちであって欲しいなと思うので、そういう意味でいろんなこういう会議もそうですけど、いろんな方がこどもたちに関わってもらって、子育て

をしていけたらいいんじゃないかなというふうに、今日改めて思いました。
ありがとうございました。

○加藤委員

児童クラブのことなんですけども、先ほど青少年課の担当の方もお話しはしているんですけども、年々やっぱり低学年の児童の利用が増えている地域がすごく多くて、地域によってはもう1年生だけでいっぱいになってしまうところもあって、保護者の方としても、2年生でも待機になってしまうことも実はあったりして、2年生で入れないなんてというご意見も正直あったりしました。その中でそういったご意見も、青少年課の担当の方とも毎月毎月お話ししながら、保護者の方からもご意見とかもお話をしていく中で、できる限りどの保護者も利用できるような児童クラブ運営ができるようにしていきたいなと、正直思っております。

先ほどサマースペースだったり、サマースクールのお話があったんですけども、それも実際に3年生から利用することで、3、4年生でいっぱいになってしまっていて、本当は5、6年生も使いたくてもなかなか利用できないというご意見もあって、もう5年生だから大丈夫でしょうとか、6年生だから大丈夫でしょうというわけではなくて、どの学年も、どの保護者も、安心して働くために預けられる場所の確保が必要なんだなというのは本当に感じております。

感想みたいになっているんですけど、その児童クラブの中で、私自身がちょっと職員として働いてて思うのは、こどもたちの様子を見ると、家庭の背景が見えてきたりするんです。こどもたちが遊んでるのを見ると、保護者の方の普段からの、会話がそのままこどもに移っている。だから口調だったり、ちょっと言葉がきついお子様の話を聞くと、「いや、パパもママもそういうふうに俺のこと言うし」、「私のこと叩くし、怒るし」と話すんです。そういった小さい発言を私たちも拾って、何か「うん？」と思ったら、先ほどあった虐待だったり、こども家庭センターさんに直接「ちょっとこどもと会話をしていた中でこういう発言があったので」と通報したりとか、その中で、こども家庭センターさんの方から、1度ちょっと持って帰ってもらって、「これはちょっと」となったときには、すぐ動いていただいて、家庭訪問していただいたり、つなげていっていただいていることも正直あります。

今日、いろんなお話を聞いてた中で、もう本当にいろんなことがいろんなことに繋がっているんで、私自身も仕事をしながら何かこどもたちのためだったり保護者の方のために何か預けてよかったとか思ってもらえるような働き方をしていきたいなと思います。

○小泉会長

金澤委員、何かありますか。

○金澤委員

企業側としては特に大きな問題はありませんが、従業員から入りたい保育園に入れなかったというのはまだ聞く状況ではありますので、そういったエリアに関してはちょっと難しい問題ですけども引き続き対策をお願いできればというところです。

この前、市の産業観光課の方が来社してくださって、市内の各企業に困りごとはないかというヒアリングをなさってるということで、先ほどの待機児童の話などをしたところ、いろいろ助言いただいたりとか、周辺企業と企業内保育とかでつないでいただいたりしました。

そういった市から企業へアクションをかけていただくというのも、企業側としては非常にありがたい話で、市の方でそういった取り組みを引き続き続けていただければ、こちらとしてもありがたいです。

引き続きよろしくお願いします。以上です。

○小泉会長

それでは本日、この議題につきまして、第5章の教育保育地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の成果報告、現状報告がございました。

皆様にいろんなご意見を伺いまして、今後の課題も見えてきましたし、この実績についての不足の部分や環境づくり、問題となっている虐待の問題や子育て不安なども話し合われました。非常に有意義な会になりました。

この議題につきまして皆様、今回、これで認めていただけますでしょうか。ありがとうございます。

最後の議題でその他に参りたいと思います。事務局からお願いします。

○事務局（こども政策課）

1点目は、今回の計画設定した数値と実績に今後なんですけど、乖離がもっと認められるような事業とかにつきましては、令和9年度、中間見直しという、対象になってくるかなというふうに思っております。量の見込み確保策、確保数値の見直しが発生する場合がありますので、またその際には会議にかけさせていただく予定です。

もう1点は次回の会議の日程になります。第2回の茅ヶ崎市こども政策審議会は令和9年3月25日の木曜日を予定しております。時間は10時から12時で考えております。また詳細につきましては通知等させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○小泉会長

本日の議題1、2、3すべて終了いたしました。

皆様も長時間にわたり、議論いただきましてありがとうございます。皆様それぞれの立場で、責任ある立場でいろんな今回の議題についても議論していただく中で、やっぱり地域全体でそれぞれが当事者として考えることの大事さを改めて皆さんが共有されたのかなというふうに思います。大変有意義な会であったと思います。

これで本日の議題はすべて終了いたします。お疲れ様でございました。

以上